

昭和22年(1947)

- 「教育基本法」「学校教育法公布」(3・31)
- 豊橋市立花田小学校と改称(4・1)
- GHQ「日本教育制度刷新に関する指令」を発表(4・11)
- 新制中学校県下一斉に開校(4・18)
- 授業開始(4・25)
- 「日本国憲法」施行(5・3)
- 「親教会」発足(5)
- 新教育委員会・教員養成制度大綱発表(5・9)
- 羽田保育園の分園も花田小学校に(6月より)
- 「社会科」の授業がはじまる(9・11)
- 「児童福祉法」公布(12・12)

昭和23年(1948)

- 県教職員の適格審査について通知する(2・8)
- 新制高等学校発足(4・1)
- 児童交通安全週間がはじめて実施される(4・21～)
- 西部第一中学校に校舎の一部貸与(5～)
- 羽根井との合併問題起る。(9)
- 羽田中学校校舎竣工(11)
- 「特殊学級」研究発表会(11)

昭和24年(1949)

- 豊橋市立小中学校教職員組合結成(2)
- 検定教科書の使用はじまる(4・6)
- 高等学校の「小学区制」実施(4・1)
- 「社会教育法」公布(6・10)
- 市営陸上競技場(6)球場(9)開場
- 市・PTA連絡協議会結成(6)
- 県教委レッドページを実施(10・1)

昭和25年(1950)

- 「養護学級」研究発表会(1)
- 民衆駅第1号として「豊橋駅」竣工(4)
- 「児童福祉週間」が設けられ福祉運動が展開される(5・5～18)
- 朝鮮戦争おきる(6・25)
- 第5回国民体育大会(自転車・軟式野球・馬術)を豊橋で開催(10)

昭和26年(1951)

- 完全給食を開始する(2)
- 「豊橋市小学校教育課程」を編集する。
- 老朽校舎の補強工事着手(4)
- 羽田保育園分園 花ヶ崎へ移転(7)
- 新市庁舎起工(10)
- 第1回全国教育研究大会(日光)(11・10～12)

期待される児童像を求めて



昭和23年玄関・正面に誦習学舎の扁額が

門に立てば、右手と正面に美しい築山が眺められ次に小石をふみながら歩を進めれば古風な玄関、巾の広い廊下、美しい中庭があり、中庭には池があって、噴水の水が青葉のうつる水面をにぎやかに活動させていました。

建物の中で玄関の屋根は特に美しく、大工さんが取り壊す前に、しげしげとながめながら「今では、

これだけのものを造る大工はいない。この傾斜、ここのそりぐあいと、いうように、指さしながら言ってみえました。(「子とともに」第76号より)

◆学制改革のあらし

併合・廃校も機械的におこなわれようとした。

昭和貳拾參年九月学制改革にともなう学校整備により、花田小学校は羽根井小学校に併合して、廢校、この校舎を新制中学にあてんとする指令を受ける情勢下にあつた。古き歴史と傳統を誇る本校、加うるに實際教育上絶対必要ある本校の存續を期して、時の校區選出市議、親教会長等、懸命努力の結果、ついに進駐軍當局を動かして、羽田中学校を新設して、本校は存續と決定した。

昭和27年新校舎竣工記念「学校沿革の概要」より

法律

朕は、秘密顧問の諮詢を経て、帝國議會の協賛を経た教育基本法を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

御名 御璽

昭和二十二年三月二十九日
内閣總理大臣 吉田 茂
文部大臣 高橋誠一郎

法律第二十五号
教育基本法

「教育を受ける義務」から、「等しく教育を受ける権利を有する」(憲法26条)へと、180度の転換を示すわが国教育。教育体制、制度、内容上、アメリカ占領軍のもとで、「民主化」のもとに、大きな変化をつけようとしていた。

新しい時代の
教育へ

われらは、さきに、日本國憲法を確定し、民主的で文化的な國家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。
われらは、個人の尊厳を重んじ、眞理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。
ここに、日本國憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。
第一条(教育の目的) 教育は、人格の完成をめざし、平和的な國家及び社會の形成者として、眞理と正義を愛し、個人の價值をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な國民の育成を期して行われなければならない。

この法律は、公布の日から、これを施行する。
朕は、秘密顧問の諮詢を経て、帝國議會の協賛を経た學校教育法を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

御名 御璽

昭和二十二年三月二十九日
内閣總理大臣 吉田 茂
内務大臣 植原悦二郎
大藏大臣 石橋 湛山
文部大臣 高橋誠一郎

法律第二十六号
學校教育法

第一章 總則

第一条 この法律で、学校とは、小学校、中学校、高等学校、大学、専門学校、専門学校、専門学校及び幼稚園とする。
第二条 学校は、國、地方公共団体及び別に法律で定める法人のみが、これを設置することができる。

この法律で、国立学校とは、國の設置する学校を、公立学校とは、地方公共団体の設置する学校を、私立学校とは、別に法律で定める法人の設置する学校をいう。
第三条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に應じ、若しくは定める範圍、編制その他に關する設置基準に従ひ、これを設置しなければならない。
第四條 国立学校及びこの法律によつて設置義務を負う者の設置する学校の外、学校(大学の学部又は大学院についても同様とする)の設置場所

ある事項は、監督官の許可を受けなければならない。
第五條 学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定めがある場合を除いては、その学校の經費を負担する。
第六條 学校においては、授業料を徴収することができる。但し、国立又は公立の小学校及び中学校又はこれらに準ずる専門学校、専門学校及び養護学校における義務教育については、これを徴収することができない。
国立又は公立の学校における授業料その他の費用に關する事項は、監督官が、これを定める。

第七條 学校には、校長及び相当数の教員を置かなければならない。
第八條 校長及び教員の免許状その他資格に關する事項は、監督官がこれを定める。
第九條 左の各号の一に該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 一 禁酒者及び酒類消費者
 - 二 長期六年未満の懲罰以上の刑に処せられた者
 - 三 長期六年未満の懲罰又は禁錮の刑に処せられ、刑の執行を終り、又は刑の執行を受けることのないことに至らない者
 - 四 前條の免許状取上げの処分を受け、二年を経過しない者
 - 五 昭和二十一年勅令第二百六十三号による政職不適格者
 - 六 品行不良と認められる者
- 第十條 私立学校は、校長を定め、監督官に届け出なければならない。

「教育は、国民全体に対し、直接責任を負って行なわれるべきものである。」(第10条)

昭和22年3月31日は「官報」わが国初の法律による教育規定(従来は「教育令」「国民学校令」など、重要な規定も令——おおせ・いいつけ・命令「広辞苑」——と呼ばれていた。)の出た日である。

国の再建と教育

中央でも地方でも、花田でも、人々はより新しくより民主的な教育を、より良い生活を構築すべく努力が続けられた。児童も教師も父母も学習し、本をととのえ、食と環境を向上させた。



昭和24年の子どもの体 (花田小)



しんけんまなざし 昭和24年(花田小)

教育委員会公選制実施

「教育課程」を定む初の審議
市制を遂げるよう午期七時から
市内二十三カ所の投票所で
行われる格別な騒ぎが即
ち行われ、そのおかげに知事選
挙を一つづつてきたのと、師選
挙の大旗一振のあとだけに一
般にその関心は低調だとみら
れ、四割を占める選挙予想
されているが、さようばかり
である(この一画)「そ、わが
子の教育を左右する教育委員

わが子の将来を思えば
立派な教育市長
きょう棄権できぬ一票

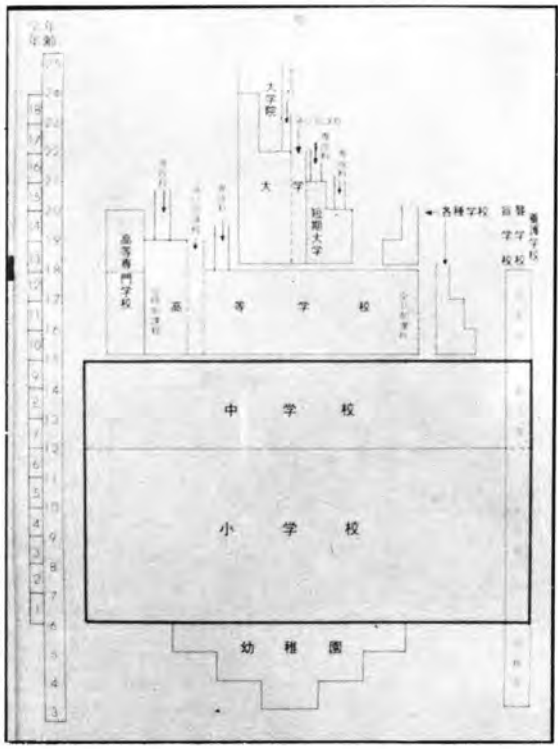
行われており、交通に
め込まれない地方には
通バスを開設などが
議員の手によって成
果を上げている
子をもつ親としてきょうの選
行願すべきである

「その土地の事情に
適して次のような資格を
持つべきである」

「その土地の事情に
適して次のような資格を
持つべきである」

「その土地の事情に
適して次のような資格を
持つべきである」

新しい学校体系図



従来の複線型に対して、どの学校からも次の進路をどこにでも選べる単線型となった。

児童の自治会

<p>学校は私たちの学校です!! 私たちの学校を私たちに立派にしましょう。</p> <p>自治会</p> <p>第一学期の自治会</p> <p>議会</p> <p>定例議会 毎月一日但し日曜の場合日曜日臨時、必要に応じて由く</p>		<p>役員</p> <p>会長 副会長 各一名</p> <p>書記 三名</p> <p>学校委員より選ぶ</p>	<p>学校委員</p> <p>六年 三十五名</p> <p>五年 十八名</p> <p>四年 九名</p>
--	--	--	---

教員の再教育

第七章 敗戦後の教育

その頃文部省の壁新聞に次のような詩がのつた。(石森猛男作)

私の場合——たとえ一字でも誤があつてはならない
いやしくも、国語教科書ではないか
山かげの小学校を思い、海辺の運動場をしのび
燃跡のバラック教室を思い
日本の少年たちが、少女たちがたのしくあるよりに、美しくなるよりに、
のびのびと育つように祈りつゝ
わたしは通勤する
困い廊下も、よごれた出勤簿も、角ばった机も、わたしを待っている
役所づとめの人たちは
それぞれの立場で奮闘く
生きた仕事を、のびやかならぬ仕事を
それぞれの立場であつかう。

(「日本教育発達史」玉城 肇)

戦後の検定国語一期本
昭和24年民間で出版された
検定教科書
(国語 1ねん上8種)



昭和27年(1952)

校舎改築に着手, 8教室不足。3・5年羽根井
小学舎を作成し移動する(4・6)

県・市教育委員会教育委員公選(10・5)

この前後より, 各種コンクール盛んとなる。(つ
づり方作文・合唱楽器・話し方・習字等)

新校舎落成(普10, 給食準備室・宿直用務員室)

祝賀作品展・運動会等開催(11)

花田小学校創立80周年記念 新校舎竣工記念

「沿革の概要」を出す(11)

昭和28年(1953)

城海津誇線橋落成(5)

「学校図書館法」「理科教育振興法」公布(8・8)

北校舎屋根ふきかえ(8)

台風13号, 豊橋にも被害甚大臨時休校する(9・25)

「教育愛知」「教育公報」創刊

昭和29年(1954)

豊橋産業文化大博覧会見学(3)

「教育二法」(教員の政治関与の規制)公布

(6・3) 「学校給食法」公布(6・3)

豊橋動物園開園(7)

昭和30年(1955)

二川・石巻・高豊・老津・前芝・加茂・杉山の
各町村豊橋市へ合併する(3・4)

若草新聞, 第8回卒業を記念して特集号を刊
(3・19)

給食準備室を現在地へ移転する(8)

県全国初の高校大学区制を決定する(9・17)

昭和31年(1956)

プール開設のための地鎮祭(5)

プール竣工式(25m 6コース)(7)

児童に集団赤痢発生(7・21)教職員・炊事婦
・児童の家族に及ぶ。講堂・校舎を隔離病舎と
する。(総計378名に及ぶ)

市政50周年祝賀行列に参加(10)

県下に教員の勤務評定問題おこる(11)

南極観測始まる(11)

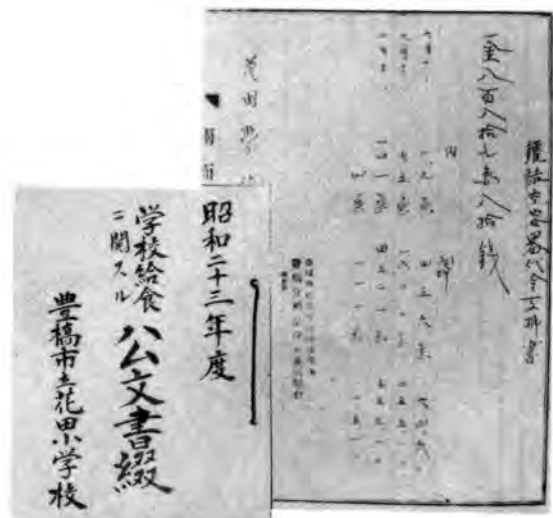
学校給食



戦後の学校給食はララ物資・ユニセフの援助に
よる脱脂粉乳にはじまった。(昭26)



完全給食はじまる 昭27



往時を偲ばせる文書 昭23

忘るるな災禍

昭28・9・25……風災

昭31・7・21……

…病禍

- 7・20午前7：40 医師より高熱児童受診の報を受く。
- 7・20 欠席児童96名と多し。
- 7・23 講堂隔離病舎となる。
- 7・27 見舞，見舞品多数。

13号台風・赤痢禍・交通戦争禍とつづく 犠牲者の靈よ安らかに。しかし、どんな困難も克服して前進する人々の努力！

広報とよはし

第141号

望まれる夏の食衛生 赤痢発生に赤信号

いよいよ夏の盛りがやつてまいりました。一年のうち最も健康的な季節だと考えられている夏ほど、健康に注意を要する時期はありません。暑さを増してくるに従って心配された消化器系伝染病患者の発生は、不幸にして七月二十一日花田小学校で児童を始め教職員、炊事婦、児童の家族計三百七十八名、続いて豊精幼稚園においてもこれまた同一系統とみられる二十五名にのぼる集団赤痢の発生をみ、一校でもすでに前芝、二川、羽根井、福岡、嵩山の各校区でもあいついで発生をみています。

市では早速保健所と協力をし、花田小学校関係の患者に対しては花田小学校内に集団赤痢対策本部を設け患者を花田小学校及び市立三ノ輪病院に、豊精幼稚園の集団赤痢については二川隔離病舎に收容して患者の治療にあたる一方、発生区域一帯の清掃、消毒作業、患者発生家族に対する慰

便などを実施し防疫対策に万全を期しております。すでに花田小学校関係の患者は、八月二日百九名の第一次退院者をみ大休十日前後には全收容患者とも退院出来る明るい見通しです。然し今夏の赤痢を始め伝染病の発生状況は、今後多発の傾向にあり、皆さんの一層の伝染病に対する注意がのぞかれます。

なお、今年に入つて市内で発生した伝染病患者数は赤痢五一九名、疫痢十二名等計五三四名を数え、昨年の同期と比べ大分上回つた数となっております。

(写真・赤痢患者臨時隔離所、花田小学校)



講堂臨時病舎 8・13閉鎖

13号台風被害状況

Handwritten school log with a table of student statistics.

学年	人数	欠席	その他
1年	116	116	
2年	144	144	3
3年	138	116	22
4年	105	94	11
5年	75	67	8
6年	104	95	9
合計	684	631	53
男	342	315	27
女	342	316	26
合計	1066	1052	114

「学校日誌」より

Table titled '広報とよはし' showing school statistics.

校名	種別	児童数	職員数	その他
前田小	小学校	43	2	43
東海小	小学校	100	1	100
九折小	小学校	20	1	20
松葉小	小学校	10	1	10
佐田小	小学校	43	1	43
松山小	小学校	30	1	30
新川小	小学校	100	1	100
海軍小	小学校	10	1	10
大村小	小学校	30	1	30
藤田小	小学校	123	20	123
東園小	小学校	43	1	43
吉田小	小学校	30	1	30
藤井小	小学校	30	1	30
藤原小	小学校	40	1	40

「広報とよはし」昭28・10・20

昭和32年(1957)

- 流感激しく休校が多かった。(1~)
- 県「交通事故防止要項」指示(6・28)
- グランドピアノ購入さる(特志)(9・14)
- 「勤務評定」をめぐり文部省・日教組対立激化する。(9~)
- この年より「林間学校」等教育キャンプ行われるようになる。

昭和33年(1958)

- 道徳 特設時間として指導始まる(4・5)
- 「明るい心」が道徳資料として発刊された。(4)
- 「学校保健法」公布(4・10)
- 「義務教育諸学校施設費国庫負担法」公布(4・25)
- はじめて「国民体育デー」実施(5・4)
- 豊橋市小中学校視聴覚協会発足(6)
- 中庭花壇造成(9)
- 子ども造形パラダイス始まる(10)
- 新入児童診断義務制となる(11・27)

昭和34年(1959)

- 教科書を始め、日常生活から尺貫法を廃止メートル法へ移行する(1)
- 市指定 道徳教育研究発表会開催(1・28)
- NHK教育テレビ放送開始(2・1)
- 町名地番変更 学校は西羽田町247番地となる。(6)
- 伊勢湾台風被災(9・26) 一県下被災児21万

「日本学校安全会法」公布(12・17)

昭和35年(1960)

- 東海地方の修学旅行専用電車「こまどり号」の運転開始(4・20)
- 安保条約発効・安保闘争強まる(6~)

昭和36年(1961)

- 給食室の改造(9)
- 市体育館完成(6)
- 中学2・3年の全国一斉学力調査(10・5)

昭和37年(1962)

- 市の小・中学校合同補導会議はじまる(3・7)
- 「教科書無償となる法律」公布(3・31)
- 市 児童文化センター開設(5)
- 小学校全国一斉学力調査(7)

今に続く交通戦争



童心の描く交通安全ポスター



児童交通事故死の禍から逃れることができなかった。(昭43・2・3ほか)
スクールゾーンなどの規制が悲しい。



校区の交通規制強化される(昭47. 8. 20)

通知表の変遷 (その2)

戦後の通知表の特徴は、戦前の絶対評価（甲を何人つけてもよい）にくらべ相対評価（5段階の比率が、10%、20%、40%、20%、10%）になったことである。

また昭和の頃の全学年を通した手帳から、学年ごとの通知表となった。



昭和22年度
A B Cの3段階評価

		学 習 状 況		
教科	学習の方向	学 期		
		一	二	三
国 語	よむ力			B
	はなす力			B
	ききとる力			
	書く力			B
	綴る力			A
	ローマ字			
	動作に表わす力			
社 会	調査する力			B
	作業やる力		B	B
	理解する力			B
	整理する力			

昭和24年度から

5段階（非常によい、ややよい、普通、やや悪い、悪い）

昭和31年度から

5段階（5・4・3・2・1）

昭和45年度から

3段階 絶対評価（すぐれている、よい、もうすこし）所見の記述が多くなる。

		学 習			
教科	項目	第 一 学 期			
		非常によい	ややよい	普通	やや悪い
国 語	聞く				
	話す		○		
	読む		○		
語	書く		○		
	作る			○	
社 会	ローマ字				
	理解			○	
算 数	技能		○		
	理解	○			
理 科	理解			○	
	技能		○		

教科	評 定			所 見
	1学期	2学期	学年	
国 語	5	4	4	1. ことばづかい 2. き・方・き・わけ 3. 読みぶり、読みとそ 4. 考えをまとめて文け 5. 文字を正しく、美し
社 会	4	4	4	1. 人と協力したり、社 2. 社会の出来事に対す 3. 社会的な知識、図表 4. 道徳的な考え
算 数	5	5	5	1. 物事を算数的に考え 2. 図形や数量関係に 3. すじ道を立てて考え 4. 計算や測定、図表の
理 科	5	4	4	1. 自然に対する関心、 2. すじ道を通して考え 3. 実験、観察の技能、 4. 理科の知識および
音 楽	3	3	4	1. 表現ロ、器楽のよ イ、歌を歌うと ハ、音楽の曲を 2. 音楽を味わう楽し

No. 13 (氏名)

		学 習 の よ う				所
教科	ようす	1 学 期	2 学 期	学 年	所	
		すよもうすこし	すよもうすこし	すよもうすこし		
国 語	○	○	○	○	○	国語の 発表も 正しい
社 会	○	○	○	○	○	社会科 の調べ 学習も
算 数	○	○	○	○	○	算数的 に考え ていく
理 科	○	○	○	○	○	理科の 実験も 丁寧
音 楽	○	○	○	○	○	ハーモニ カも 上手
図画 工作	○	○	○	○	○	図画科 の作品 も上手

新しい人間教育をめざして

真摯な授業研究

昭和33年度に始る「道徳教育」の研究と昭和39年度に始まる「分析による授業研究」、その他の学習指導の全分野にわたって、児童の創造性・自主性・体力増強など新しい人間像の形成をめざした教育がはじめられた。



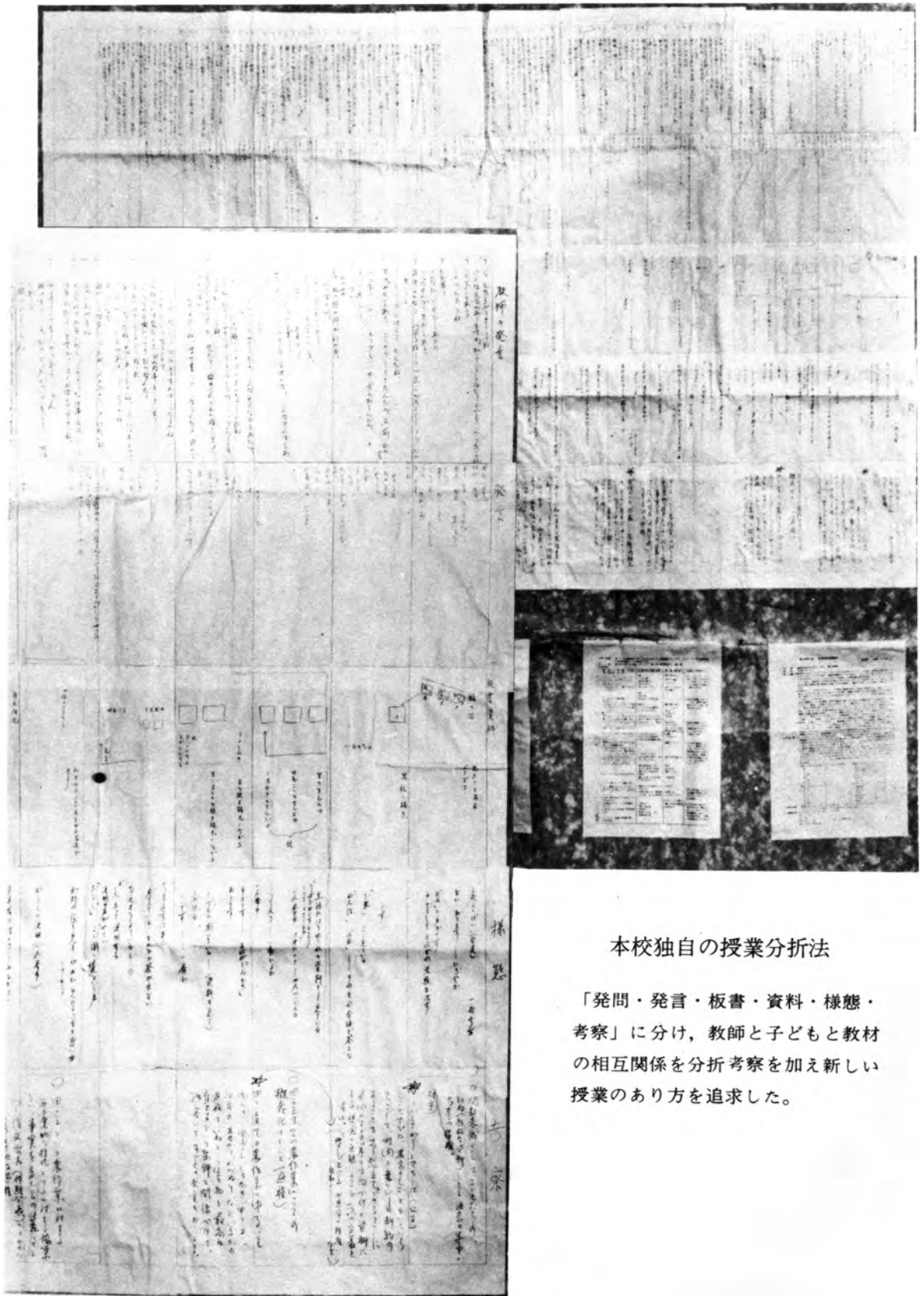
問題ととりくむ児童



「子どもの思考を育てる学習過程の構造」

—— 授業分析とそれにとりくむ教師 ——

県下のみならず、他県からの参観者も多かった。



本校独自の授業分析法

「発問・発言・板書・資料・様態・考察」に分け、教師と子どもと教材の相互関係を分析考察を加え新しい授業のあり方を追求した。

本校学習指導研究の歩み

昭和39年度

—道徳・国語・社会・算数・理科を中心として—
 どうしたら子どもの自発動を促し、理解や思考を深めることができるか。 —教師の立場より—

昭和40年度

—前年度と同じ教科を中心として—
 どのような場合に子どもは学習に主体的に立ち向かい理解や思考を深めていくか。 —子どもの立場より—

昭和41・42年度

—社会・理科を中心として—
 どのように教材を組織化したら、子どもの理解や思考を深めていくことができるか。 —子どもの立場より—
 低学年部 思考力を育てる学習指導
 低学年理科の構造化を中心として—
 中学年部 ひとりひとりの子どもの意識を自覚にまで高めるための道徳指導。

—自主自律をめぐって—

高学年部 思考力を高める学習指導法

—文章題を素材としての追求 —教師の立場より—

昭和43・44年度

—社会・国語を中心として—

低学年部 主体性を育てるための学習

—考えようとする子にするために—

中学年部 主体性を育てるための学習

—考えのよりどころを大切に—

高学年部 主体性を育てるための学習

—考えるすじ道を大切に—



(昭和40・11 豊橋日々新聞)

- 昭和45年度研究 学習指導 生き生きした学習の創造
 —ねらいの確立とその追求—
- 昭和46年度研究 学習指導 生き生きした学習の創造
 —教材のかかわりあいを考えた課題づくりと、追求課題との関連—
- 昭和47年度研究 学習指導 生き生きした学習の創造
 —わかる授業を旨として—



